

1) 取り上げた理由

昨年度発生の**脚立からの転落災害**は、現行基準に無い視点での不安全が考えられ、
また、厚生労働省「**梯子等からの墜落・転落災害の防止に関するリーフレット**」を見ると脚立に関する考え方を変えていかなければならない事項が記載されているため、
これらのことをベースに「**構内作業安全衛生環境施工要領書**」の「**脚立作業**」に関する基準を改訂する

改訂基準の適用時期

「**構内作業安全衛生環境施工要領書**」第9回改訂は、2019年3月を予定しているが、
「**脚立作業**」に関する基準の改訂は**夏期連休工事より適用**する
(2018年7月の理事会で承認済み)

2018.3.30 脚立からの転落災害



右足と左手の
2点支持で、
脚立から身を
乗り出したと
思われる

脚立から側面に身体を回転させて転落し、建屋の鉄柱に首の後ろ側を打ち、受傷

右足を軸に回転 → 右足に重心を乗せ、左手でワイヤーを握ってバランスを保ちながら、右手で同僚から部品を受け取ろうとした際に、左手がワイヤーから外れ、その弾みで右足を軸に回転・落下した可能性が高い

多くの人々が3点支持を意識せず、脚立を使用している

「脚立使用時の3点支持」という考え方が現行基準に無く、教育にも反映されていない

※3点支持とは、通常 両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを示すが、
身体の重心を脚立に預ける場合も、両足と併せて3点支持になる

厚生労働省のリーフレットに記載された主なポイント

- ◇ 梯子や脚立の使用自体を避ける。 ローリングタワー、移動式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないか、まず検討する

- ◇ 十分に検討しても他の対策が取れない場合に限り、梯子や脚立を安全に使用
 - ・天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策検討
 - ・脚立にまたがっての作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。脚立の片側を使って作業すると、3点支持が取りやすい
 - ・身体のバランスをしっかり保持するよう、昇降時は荷物を持たず、3点支持を守る
 - ・210cm以下の脚立は、上から2段目の踏棧まで
240cm以上の脚立は、上から3段目の踏棧までを使用最大高さとし、それ以上の高さは身体を支える部分(3点支持)とする
 - ・必ず墜落時保護用のヘルメットを着用する

2) 脚立作業に関する基準の改訂内容

(1) 現行の基準には、**脚立の使用自体を避け、より安全な高所作業用具の使用を検討するという発想が欠けており、この考え方を基準に追加する**

(2) 現行の基準には、天板上での作業や 身を乗り出しての作業などを禁止しているが、脚立使用時に3点支持を基本とした使用方法が欠けており、**3点支持を基本とした使用方法を追加する**

なお、厚生労働省のリーフレットには、「脚立にまたがっての作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい」とあるが、作業によっては脚立にまたがっての作業が避けられない場合も想定される（そのため全豊田では禁止とはしていない。厚生労働省リーフレットでも禁止とまでは記載していない）

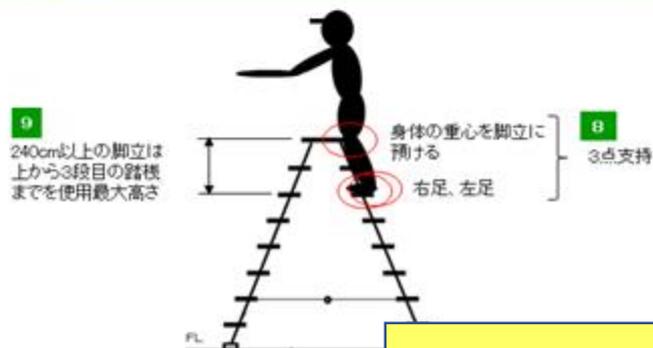
脚立使用は、脚立の片側を使い 3点支持で作業することを基本とするが、脚立にまたがって作業する場合の安全確保についても基準に追加する

基準改訂 (No1, 8~11, 19を追加)

別紙

墜落・転落 2) - (2) 脚立作業

No	実施事項	急所・ポイント	引用文献
1	脚立自体の使用を避け、ローリングタワー、移動式作業台、手すり付き脚立、高所作業車など、より安全性の高い高所作業用具が使用できないか検討する（困難な場合は以下の基準に従い、脚立を安全に使用する。一人作業は禁止とし、補助者を付ける）（TMEJ独自）		
2	脚立には損傷や腐食等がないこと		安衛則528
3	安全な床面で使用する	軟弱な場所やスリプの穴等ある場合は、敷板を設置	安衛則528 高所
4	開き止めの全具を確実にロックし、脚立の脚と床の水平面との角度を確認する	75度以下	安衛則528 高所
5	脚立の足にゴム等の滑り止めがあること	床面の状態を確認	高所
6	踏面は、安全に作業できる面積があること		安衛則528 高所
7	2m以上の脚立は、2m以上の部分に赤色で危険表示をする（高所作業を示す）	単位作業場内から見て判れば、ベタ塗りだけでなく可（テープ等表示）	高所
8	脚立の使用に当たっては、脚立の片側に乗り作業することを基本とし、3点支持を意識して作業する（TMEJ独自）	3点支持とは、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを示すが、身体の重心を脚立に預ける場合も、両足と併せて3点支持になる	
9	210cm以下の脚立は、上から2段目の踏板まで、240cm以上の脚立は、上から3段目の踏板までを使用最大高さとし、それ以上の高さは身体を支える部分（3点支持）とする（TMEJ独自）		
10	脚立を踏いて使用する場合は、両手で天板を持って3点支持で跨ぎ、作業中に脚立がバランスを崩した場合に備え、補助者が脚立を背後から支える（TMEJ独自）		
11	脚立の巾（踏板の巾）の外へ、身体の重心（ヘソ）を乗り出す行為は禁止（TMEJ独自）		



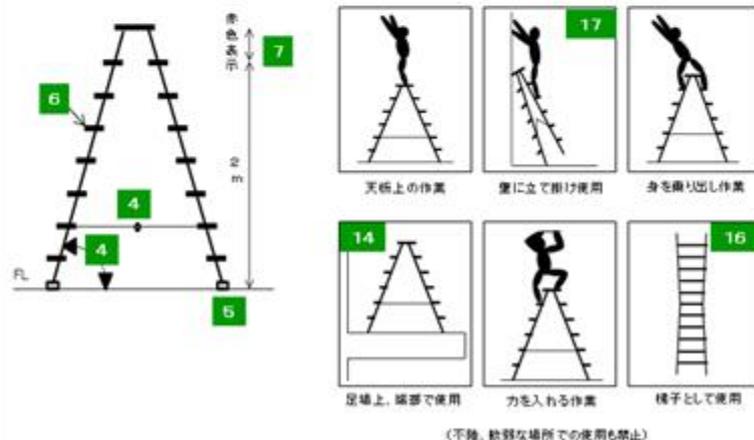
基準改訂 (No1, 8~11, 19を追加)

別紙

墜落・転落 2) - (2) 脚立作業

No	実施事項	急所・ポイント	引用文献
12	2m以上の場合は、安全帯を使用する	補助者が支える等の転倒墜落防止措置	高所
13	脚長が伸縮可能な脚立は、伸長状態で2m以上の部分に赤色表示を行い、安全帯の着用と使用、補助者を付ける（TMEJ独自）		
14	2人乗り作業は禁止		高所
15	脚立を施設等のせり出し部および開口部付近の墜落の恐れのある場所に設置しない	つり足場上での使用禁止	安衛則525 高所
16	資材、工具等は吊り袋等を使用し、手に物を持って昇降禁止	投げ上げ、投げ下しは禁止	高所
17	脚立を開いて、はしごとしての使用は禁止		高所
18	壁に立てかけての使用は禁止		
19	墜落時保護用ヘルメットを着用する		

安全帯を使用しても禁止とする作業



(不陸、軟弱な場所での使用も禁止)

No1, 8~11, 19を追加

1 脚立自体の使用を避け、ローリングタワー、移動式作業台、手すり付き脚立、高所作業車など、より安全性の高い高所作業用具が使用できないか検討する（困難な場合は以下の基準に従い、脚立を安全に使用する。一人作業は禁止とし、補助者を付ける）
（TMEJ独自）

<p>8 脚立の使用に当たっては、脚立の片側に乗り作業することを基本とし、3点支持を意識して作業する（TMEJ独自）</p>	<p>3点支持とは、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを示すが、身体の重心を脚立に預ける場合も、両足と併せて3点支持になる</p>
--	--

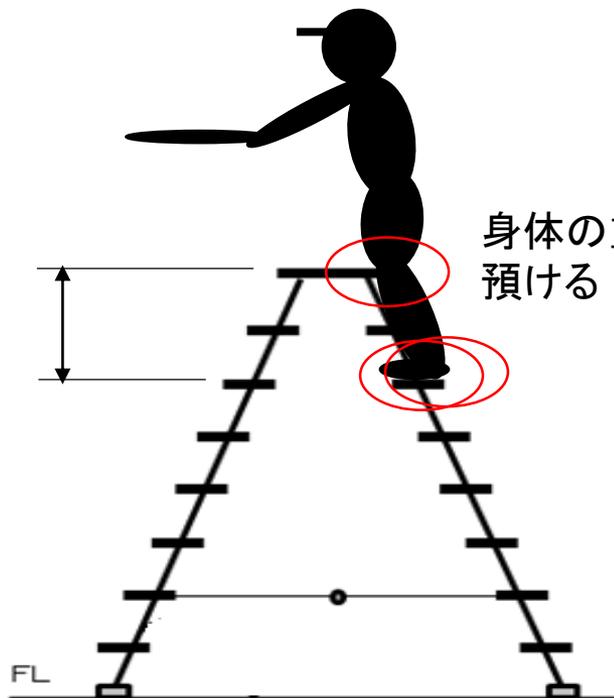
9 210cm以下の脚立は、上から2段目の踏棧まで。240cm以上の脚立は、上から3段目の踏棧までを使用最大高さとし、それ以上の高さは身体を支える部分（3点支持）とする
（TMEJ独自）

10 脚立を跨いで使用する場合は、両手で天板を持って3点支持で跨ぎ、作業中に脚立がバランスを崩した場合に備え 補助者が脚立を背後から支える（TMEJ独自）

11 脚立の巾（踏棧の巾）の外へ、身体の重心（ヘソ）を乗り出す行為は禁止（TMEJ独自）

9

240cm以上の脚立は
上から3段目の踏棧
までを使用最大高さ



身体の重心を脚立に
預ける

右足、左足

8

3点支持

19 墜落時保護用ヘルメットを着用する

会員各社の窓口担当者殿へ、書面でお送りしておきます

2. フルハーネス型墜落制止器具の行政動向

1) 説明の主旨

フルハーネス型墜落制止器具の適切な使用および特別教育の実施について、**労働安全衛生法令等の改正**が行われましたので、**情報伝達**します

- ・労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成30年 6月 8日 政令第184号）
- ・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成30年 6月19日 厚生労働省令第75号）
- ・安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第249号）

改正された法令に従って、構内ルールも運用していきます

墜落・転落 2)－(1)

高所作業一般①

P51

※ フルハーネス型安全帯の使用に関する省令改正が出された場合は、その省令の定める内容でフルハーネス型安全帯の使用を義務化する

2018年 3月 「構内作業安全衛生環境施工要領書」第8回改訂にて上記を織り込み

2) 労働安全衛生施行令等の改正内容

法令での名称が「安全帯」から「墜落制止器具」に変更、次の定めが追加

① 墜落制止器具は、「フルハーネス型」を使用することが原則

ただし、フルハーネス型墜落制止器具の着用者が墜落時に地面に到達する恐れのある場合（高さ6.75m以下）は、「胴ベルト型（一本つり）」が使用できる

※ 施行2019年2月1日、完全施行2022年1月2日～

※ 墜落制止器具の構造規格は、2019年1月頃 告示予定。

現行構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型、フルハーネス型）を使用できるのは2022年1月1日まで

② フルハーネス型墜落制止器具を使用して行う作業に従事させる労働者へは特別教育実施

※ 学科4.5H、実技1.5H 適用2019年2月1日

完全施行されるまでには、まだ期間がありますので(2022年1月2日～)、
今のうちから心づもりをされ、ご準備下さい

会員各社の窓口担当者殿へ、書面でお送りしておきます

なお、厚生労働省よりリーフレット
『安全帯が「墜落制止用器具」に変わります』
が出されており、判り易く、参考になりますので、
ホームページで検索してご覧下さい

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！
～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の業務作業において使用される「安全帯」について、
以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (労働安全衛生法改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

安全帯	➡	墜落制止用器具
① 胴ベルト型 (一本つり)	⊖	胴ベルト型 (一本つり)
② 胴ベルト型 (U字つり)	✕	✕
③ ハーネス型 (一本つり)	⊕	ハーネス型 (一本つり)

①には墜落を防止する機能がないことから、改正後は①も含め「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークジョブ用ハーネス型であるU字つり用ハーネス型は含まれません。なお、従来用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場において従来の呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります
(労働安全衛生法改正、ガイドライン策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さ3.75m以下)は「胴ベルト型 (一本つり)」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です
(労働安全衛生法改正)

以下の労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

- ▶ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。
- ▶ 「特に危険性の高い業務」とは、高さ3m以上の箇所において、作業高を動かすことが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業(ロープを用いた作業)などの業務をいいます。

(注)作業内容が異なる場合、(注)の業務内容と異なる(注)の墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン、(注)の作業内容を特別教育の対象とする。

事業主の皆さまは、このリーフレットを参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いします。

改正等の改正について P2
ガイドラインについて P4


 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署